

身体的拘束等の適正化のための指針

特定非営利活動法人 地域ケアネットワーク ゆいまある
小規模多機能型居宅介護事業所 ゆいまあるはちまん

1. 身体拘束に等々の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 緊急・やむを得ない場合の三原則

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の三つの要件を全て満たすことが必要

2. 身体拘束等適正化のための基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその功労制限を禁止する

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行う。また身体拘束を行った場合は、身体拘束適正化を目的とした「身体拘束廃止委員会」を中心に、十分な観察を行うとともに、その行う処遇の質の評価及び経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないため日常的に以下のことに取り組む

- ① 利用者主体の行動・尊厳のある生活に努める
- ② 言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないように努める
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応を行う
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行わない
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的な生活をしていただけるように努める

3. 身体拘束に向けた体制

(1) 身体拘束委員会の設置

当事業所では、身体拘束廃止にむけて身体拘束はいいし委員会を設置する

① 設置目的

事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

身体拘束を実施した場合の解除の検討

身体拘束廃止に関する職員全体への検討

② 身体拘束廃止委員会の構成員

ア) 管理者

イ) 看護師

ウ) 介護支援専門員(計画作成担当者)

エ) 介護職員

オ) その他、委員会の設置趣旨に照らし管理者が必要と認める者

※この委員会の責任者は管理者とし、参加可能な委員で構成する

③ 身体拘束委員会の開催

委員会の開催は3ヶ月に1度の定期開催とし、必要に応じてその都度開催する。

緊急な事態(数時間以内に身体拘束を要する場合等)は、介護職員より管理者に報告の上、関係職員を招集し臨時の会議を開催する。委員会に参加できない職員等が想定される場合は、可能な範囲で他職種の意見を収集し検討する。

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘

束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する。

〈介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為〉

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で聞くことのできない居室等に隔離する。

(1) カンファレンスの実施

緊急性または切迫性によりやむを得ない状態になった場合、管理者を中心として、身体拘束廃止委員が集まり、身体拘束を行う事を判断する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要件の全てをみたしているかどうかについて確認を行う。

そして拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う判断をした場合は、拘束の内容、目的、理由、時間帯等について検討し、本人・家族に対する同意書を作成する。

また早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行う。

(2) 利用者本人や家族に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

また身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に本人・家族等と締結した内容と方向性及び利用者の状態等を確認説明し、同意を得た上で実施する。

(3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由など記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録は5年間保存、行政担部局の指導監査が行われる際

に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除する。その場合には契約者、家族に報告する。

5. 急やむを得ず身体拘束をおこなわざるを得ない場合の対応

(1)やむを得ず身体拘束等をおこなう場合には、その形態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(2)やむを得ず身体拘束等をおこなう可能性が事前に想定される場合において、以下の通り対応をおこなう。

① 虐待防止委員会にて、その切迫性、非代替性、一時性への適合状況を検討する。

② 同委員会での検討において適合が認められる事例に限り、個別支援計画にその内容を記載し、十分な説明のうえ事前に利用者またはその家族より同意を得るものとする

(3)やむを得ず身体拘束を実地する場合においても、状況の変化や支援の改善等により、その適合性に変化が生じていないか同委員会で定期的に再評価を行い、解除へ向けて取り組むものとする。

6. 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

7. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行う。

(1)定期的な教育・研修の実施

(2)新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施

(3)その他必要な教育・研修の実

9. 利用者様に対する当該指針の閲覧

この指針は公表し、利用者・ご家族・従業者等がいつでも自由に閲覧することができるようにする。

附則 令和6年4月1日より施行する。